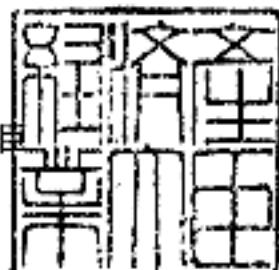


経済産業省

平成14・05・08原第2号
平成14年9月5日

原子力委員会委員長 殿

経済産業大臣



関西電力株式会社高浜発電所の原子炉の設置変更（1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更）について（諮問）

関西電力株式会社取締役社長 藤 洋作 から平成14年5月8日付け関原発第4号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準に適合していると認められるので法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会の意見を求める。



核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請に係る変更は以下のとおりである。

- (1) 1号、2号、3号及び4号炉共用の使用済燃料輸送容器保管建屋を設置する。
- (2) 1号及び2号炉のイオン交換器廃樹脂並びに3号及び4号炉の脱塩塔使用済樹脂について処理方法を変更する。

これによって原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請に係る変更は以下のとおりである。

- (1) 1号、2号、3号及び4号炉共用の使用済燃料輸送容器保管建屋を設置する。
- (2) 1号及び2号炉のイオン交換器廃樹脂並びに3号及び4号炉の脱塩塔使用済樹脂について処理方法を変更する。

これが、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本工事に必要とされる資金は、自己資金等により調達される計画であり、申請者にはその経理的基礎があるものと認められる。